

【愛知県立名古屋特別支援学校いじめ防止基本方針】

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を特定の教員が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に指導に当たります

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組みます。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取り組みの充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

組織として対応するために、「生活指導委員会（いじめ・不登校等対策委員会）」を設置する。

(1) 「生活指導委員会（いじめ・不登校等対策委員会）」について

ア 委員会のメンバー

校長 教頭 部主事 教務主任 生徒指導主事 保健主事 教育支援部主任 養護教諭 該当学年主任及び学級担任

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教職員等(青い鳥医療療育センター臨床心理士を含む)をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行うこととする。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員等を追加したり、青い鳥医療療育センター職員及び送迎・放課後サービス事業関連関係者からの情報に精通した教職員、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教職員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(2) 「生活指導委員会（いじめ・不登校等対策委員会）」の役割や機能等

ア 取り組みの検証及び教職員への共通理解と意識啓発

① いじめ防止に向けて、「学校いじめ防止基本方針」の周知と意識の発揚

② 取り組みの実施

- ・ 「生活指導委員会（いじめ・不登校等対策委員会）」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・ 現職研修等で年1回、人権問題を含む「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

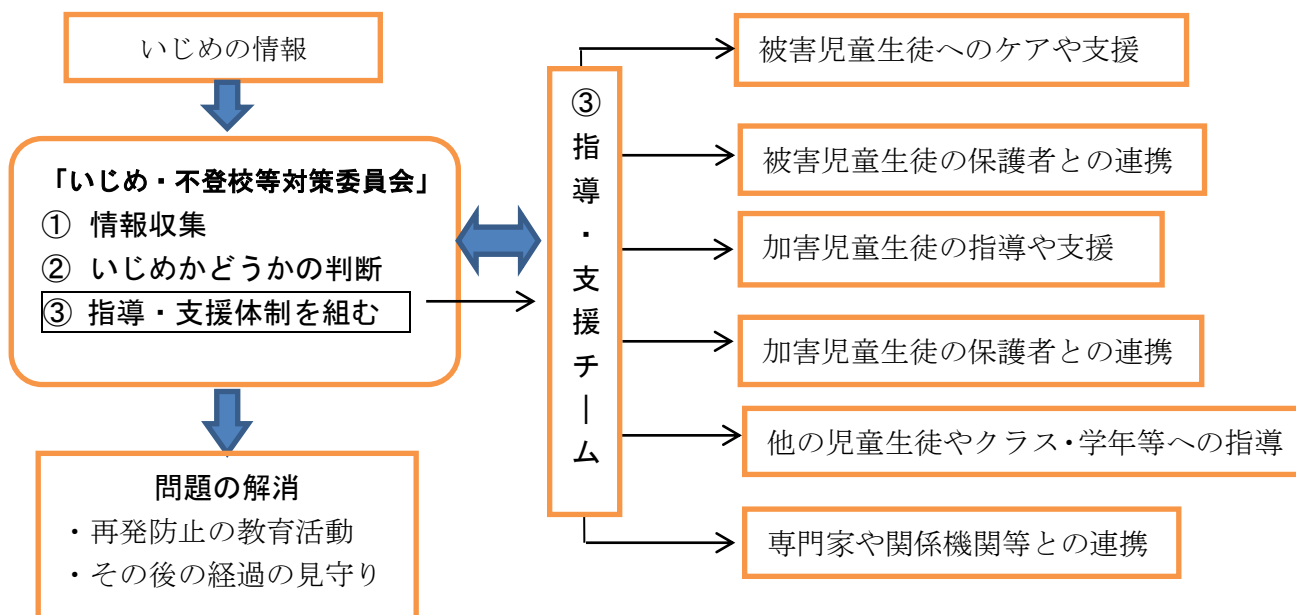
③ 事案発生時の対応についての検証

④ 学校評価の実施と結果の検証

イ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校評価」結果を、学校経営案等に掲載する。

ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



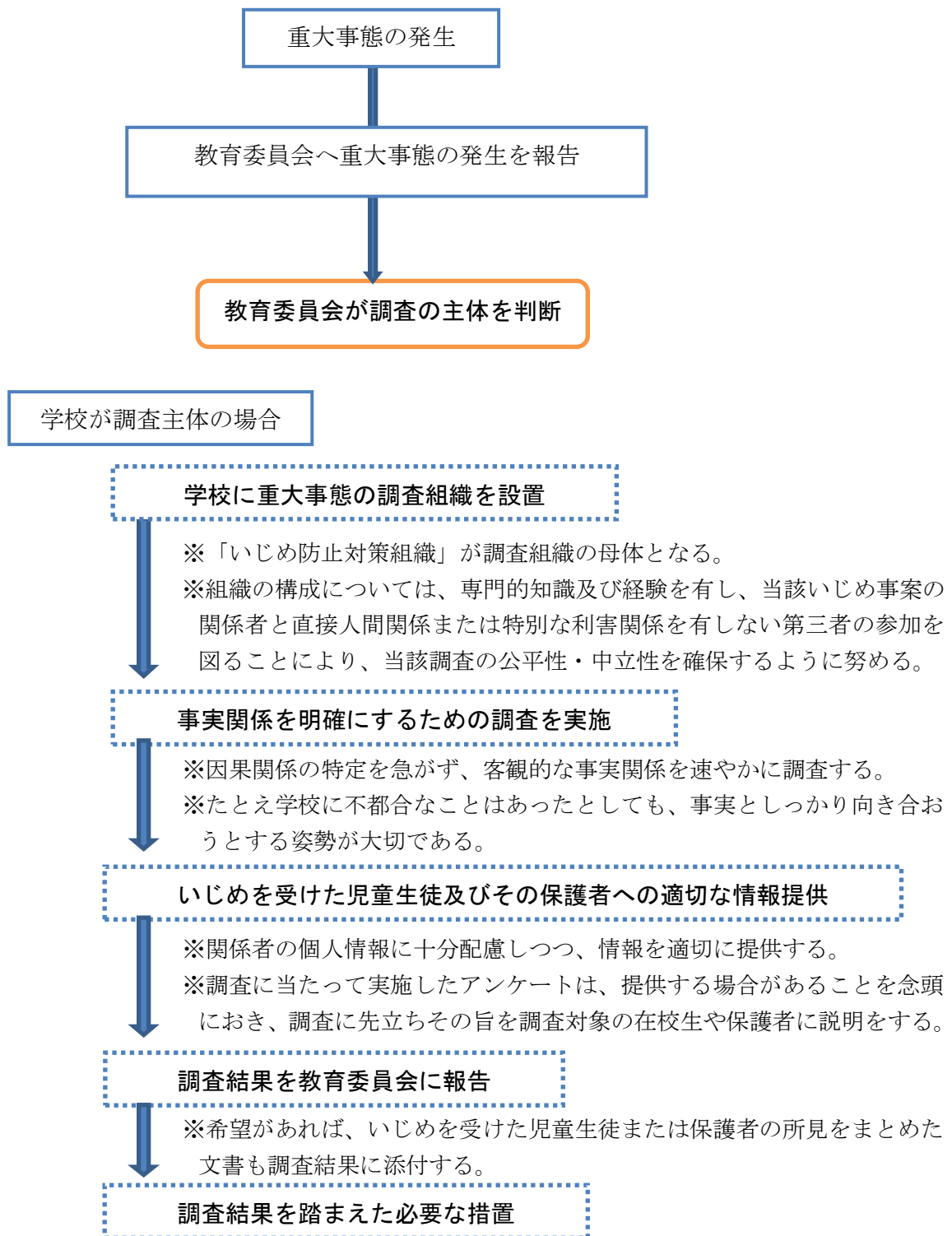
エ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「生活指導委員会（いじめ・不登校等対策委員会）」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」

【自殺にかかる通知と対応について】

自殺事案については、第一報を健康学習課に入れ、初期調査（3日以内に全ての教職員及び関係の深かった児童生徒への聞き取り）を行うと同時に、具体的な対応や児童生徒へのケア・支援等について、高等学校教育課・特別支援教育課と連携して進める。

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。（現職研修…夏季・研修部）
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。（人権週間講話…12月・部主事等）（児童会及び生徒会活動、各種行事等…生活指導部、保健体育部、各学年）（産業現場等における実習…進路指導部）
- ウ 授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。（授業参観、個別の懇談週間…教務部）
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。けんかやふざけあいであっても、いじめの可能性があるという観点で観察を行う。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「生活指導委員会（いじめ・不登校等対策委員会）」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ いじめの兆候の観察・調査を随時行い、教育相談の充実を図る。（健康観察・ST・学活等…随時：学級担任、養護教諭）

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、臨床心理士や警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- キ いじめ解消後にも観察・調査を随時行い、再発防止に十分留意する。